

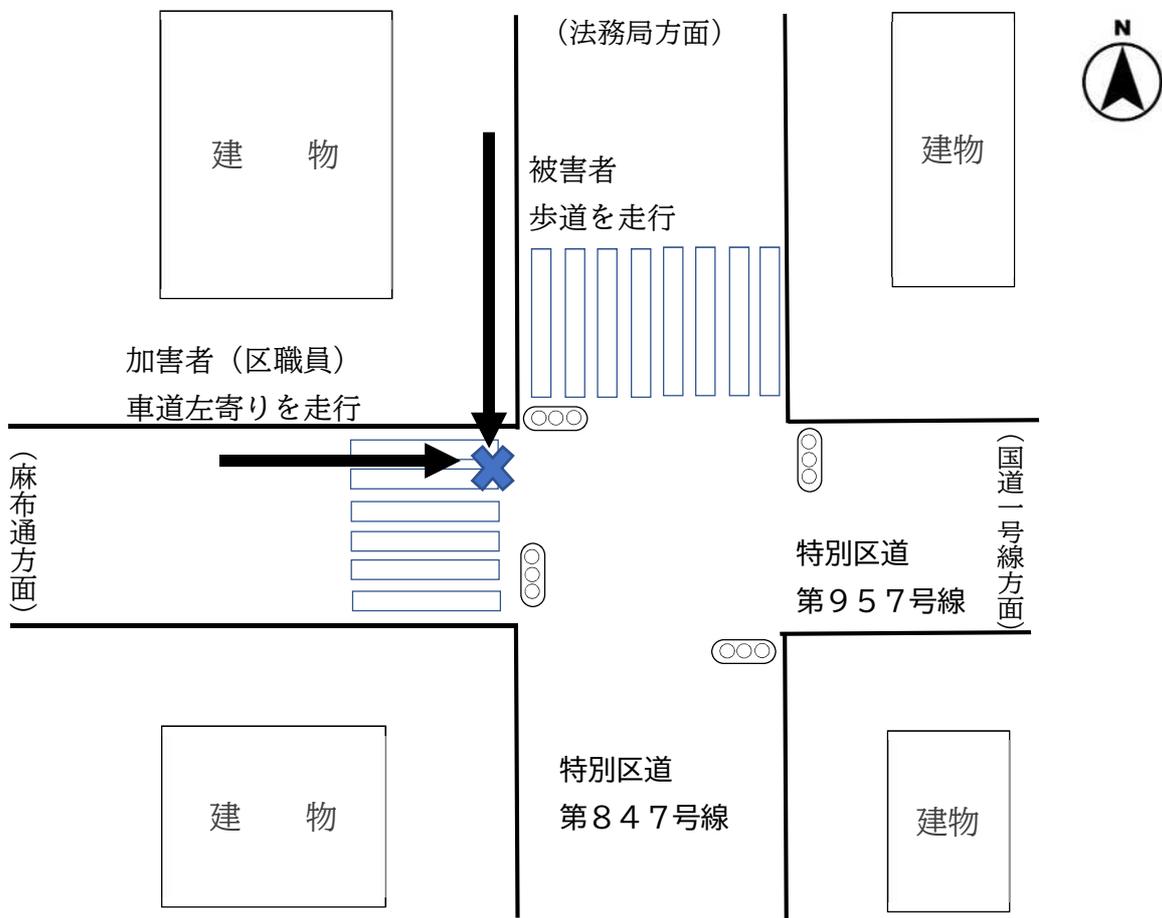
自転車の事故の概要について

- 1 発生日時 令和3年2月24日（水） 午前11時30分頃
- 2 発生場所 港区東麻布三丁目3番
（特別区道第957号線）
- 3 事故の状況
職員が出張先から帰庁するため、区所有の電動アシスト自転車で特別区道第957号線を麻布通方面から国道1号線方面へ走行中、横断歩道を走行していた相手方の自転車に衝突し、相手方を負傷させた人身事故です。
事故原因は、職員の前方確認が十分ではなかったことによるものです。
- 4 被害状況
相手方に大きな怪我はありませんでしたが、股関節に痛みがあったため、2回の通院により治療を行いました。また、職員に怪我はありません。
- 5 損害賠償額等
示談交渉中
- 6 再発防止策
令和3年2月24日（事故当日）、所属長から直ちに運転していた職員に事故内容を確認し、注意するとともに、事故の再発防止を図るため所属の職員全員に対し、自転車利用時の安全確認を厳重に行うよう指導しました。また、令和3年2月25日（事故翌日）から同年3月31日までの間に計3回、警視庁が発行している自転車事故防止資料を用いて、所属の職員全員に対し指導しました。
さらに、令和3年4月9日に相手方から治療を終了した旨の連絡を受けたことから、同月12日に、所属長が所属の職員全員に対し改めて事故の概要を説明した上、自転車利用に際しては常に安全運転を心がけ、自転車による死亡事故も起こり得ることを想定し、歩行者等に注意を払うよう再度指導を徹底しました。

位置図



拡大図



事故現場写真（全景） 現場交差点を西側から望む



事故現場写真（近景） 現場交差点を北西側から望む

